

意見書

令和6年7月17日

北九州市食肉センターの今後のあり方検討会 様

『北九州市食肉センターの今後のあり方検討会』の構成員ならびに事務局の皆様方の貴重且つ重要なご意見に改めまして感謝を申し上げます。

このたび提示されました第1回北九州市食肉センターの今後のあり方検討会議事録ならびに関係資料について、下記のとおり、意見書を提出させていただきます。

記

○財政負担軽減のための使用料等の値上げについて

北九州市が財政負担軽減を1つの大きな課題にしているとのことです。

令和4年11月24日の北九州市との協議時に、市から受益者負担を前提とした「使用料の値上げについて」の必要性について提起がありました。 ※添付資料参照

事業者側も財政負担軽減のための「使用料の値上げについて」理解を示し、同意しましたが令和5年度以降条例改正含めての動きが全く見えない状況です。

他自治体との利用料の乖離にて値上げを躊躇されているとお聞きしています。

ちなみにメーカーならびに畜産公社の、と畜場使用料相場と比べても値上げは可能であると考えております。条例に基づく食肉センター利用料での受益者負担が行政間の都合でままたまらないなら、北九州市食肉センター特別会計の『諸収入(雑入)』科目へ事業者側の応分負担を入れて赤字幅を解消する検討をしては如何でしょうか？

○豚内臓9割廃棄の理由について

構成員からの質問に、事務局は廃棄理由について、搬入頭数の激減と豚の内臓業者の高齢化をあげていました。

作業スペースと設備的な問題で衛生的に処理できず、商品にできないのが本当の理由です。豚の内臓について、食肉加工場や量販店では普通の飲食店よりも高いレベルの衛生基準を求めている、現状の施設で処理をした商品は購入してもらえません。

北九州市のSDGsプラットフォームである『北九州SDGsステーション事務局』では、北九州市内企業に食品廃棄を減らす運動を推進しています。

食肉事業者は断腸の思いにて豚内臓の9割廃棄しています。ご理解願います。

○特定事業者等の表現について

旧と畜場が稼働していた時代は、市内の食肉専門店や小規模の卸問屋も、と畜場を利用していましたが、量販店の台頭により食肉専門店が減少し流通形態が大きく変わり、卸問屋も大型化しました。産地においても全国的に生産農家の戸数は減少し、一戸当たりの飼養頭数は増加しています。我が国の経済活動の変遷の結果であると考えます。

「生産地の食肉センターでは、家畜は集まるが販売先がない。都市部の食肉センターでは、販売先はあるがエリア内に家畜がない」。というのが現状です。

今後の食肉センター運営は生産地からの集荷力と国内外の消費地への販売力が必要です。

また、市外事業者は、自己都合でいきなり北九州市食肉センターへ参入してきたわけではありません。

昭和 63 年の食肉センター開場前は、北九州市に小倉北区と八幡西区の 2 つの食肉センターがありました。飯塚市、直方市、豊前市(旧宇島市)にもそれぞれの自治体の食肉センターがあったとのことでした。

北九州市外 3 市は福岡県が窓口となり北九州市と協議調整の結果、各エリア食肉センター廃止に伴い、現在の食肉センターを整備したようです。

当時から北九州市は、総務省が推進している行政業務の広域連携の先駆けを成してきたのです。

そのような沿革で市外事業者は、北九州市の食肉センターを利用しています。決して事業者都合にての持ち込みでないことをご理解いただきたいと思います。

合わせて 100 万都市における食肉センターは、水と同じく地域行政、社会に必要な不可欠なインフラです。

北九州市は農業地域ではありませんが、農畜産業の盛んな周辺自治体と広域連携し互恵関係を築くべきであると考えます。

○保健福祉局と産業経済局について

産業経済局農林水産部総合農事センターは、北九州市内の生産農家経営支援の一環としてとして小倉牛をブランディングするにあたり、枝肉価格の公平性と信頼性を担保するためとの理由で、太宰府市にある J A 全農でと畜・販売を行ったと聞いています。

- ・『食肉センター特別会計』と『卸売市場特別会計』 ※双方一般会計からの繰入
- ・『食肉』と『青果、鮮魚』
- ・『廃止もしくは民営化を目指す』と『北九州 200 万人都市圏の食を支えるとともに活気と食の文化を育む市場を目指す』

北九州市の食を支える食肉事業者として、両主管局の方針ならびに価値観の差は理解に苦しむ部分があります。

○食料供給困難事態対策法について

令和6年通常国会で『食料供給困難事態対策法』が成立しました。

これは、食料供給の確保を目的として、日本における緊急事態や災害時に食料供給が困難になる事態に対処するための枠組みを定めた法律です。

今後、地方自治体へも『食糧供給計画の策定』や『民間事業者との食料供給協定』等にて食の備蓄・供給経路の確保等を求められることが予想されます。

特にこれからは『平時ではなく、有事』の時代です。

国際間での地政学、感染症、気候変動、円安など様々なリスクが同時多発し、実際に海外から食の輸入がいつ途絶えても、おかしくない状況です。

健全な公的な支援のもと、地域独自で食のインフラを整備することは食の安全保障の観点からも有益で、市民生活を守り、市の持続的発展に寄与するものと考えます。

北九州市食肉センター変革協議会
会長 宮下 博文

北九州ミートセンター株式会社との協議（発言要旨）

【日時・出席者等】

日時：令和4年11月24日（木）15時00分～16時15分
場所：保健福祉局長室
出席者：北九州ミートセンター(株)（以下2名）
代表取締役 宮下氏〔(株)さつま屋産業 代表取締役〕
取締役 山重氏〔(株)ハマダ 代表取締役〕
保健福祉局（以下5名）
永富局長、肥塚保健衛生部長、今泉保健衛生課長、石井食品衛生係長、
総務課 上田計画係長
協議事項：(1) 再整備の検討で問われる「食肉市況の将来性・本市への設置の必要性・公共性」の
評価
(2) 受益者負担を前提とした「使用料の値上げ」の必要性
資料：食肉センター再整備に関する検討フロー（イメージ）

【発言要旨】 ■：保健福祉局 ○：北九州ミートセンター(株)

(1) 再整備の検討で問われる「食肉市況の将来性・本市への設置の必要性・公共性」の評価

食肉センターの存在意義についての整理

※別紙資料に基づき全体のイメージ説明。

■ PFI方式による再整備（建替え）ありきでの議論の前に、まずは、食肉センターを取り巻く環境や必要性、公共サービスの提供（公共性）等から存在意義について整理することが必要である。

■ と畜場は、市営の体育館やプール等と異なり、直接市民に対し公共サービスを提供する施設でないことや、現在の利用状況として、食肉センター利用業者主要4社（うち市外業者3社）で全体のと畜頭数の9割以上を占めていることなどから、市内設置の必要性や公共性を向上させる取組みについて、行政・事業者とともにアイデアを出し合い、市民の理解が得られるよう具体化するプロセスが不可欠である。

■ 市内の小売店が加盟する北九州市食肉事業協同組合の協力や販路の再構築が必要と思われるが、再整備についてどのような考えを持っているのか。

○ 食肉センターの存在意義を高める取組みの必要性について、今後、事業者の立場から検討したい。

○ かつては生産農家自らが近接と畜場に搬入する相対取引が多かったが、生産農家の減少に伴い、食肉業界では、生体流通・と畜解体・卸売段階・小売段階の分業化（機能分担）が進展し、流通形態が枝肉から部分肉へと転換したことなどから、現在の利用業者は主要4社に集約したものと認識している。

○ 主要利用業者のうち3社は確かに市外業者であるが、処理された食肉の多くは市内のスーパーや食肉販売店に流通し、また、と畜場関係者以外の雇用を生み出していることを踏まえると、食肉センターの存在による利益や効果は広範囲に及んでいると考える。

○ 令和4年10月30日に開催した「食肉祭2022」では、北九州市食肉事業協同組合（副会長は宮下氏）の全面的な協力を得ており、再整備についても賛成の立場である。

現施設の大規模改修（長寿命化）の可能性

- と畜場の再整備の手法としてPFI方式が採用された事例はない。
- 施設整備の方法として、現施設の大規模改修（20～25年程度の長寿命化）は、どのように考えているか。
- 現施設の大規模改修（長寿命化）は、枝肉保管庫の拡張や豚部分肉加工所の新設が必要となるが、再整備の手法として検討する余地はある。
- 一方で、現施設の老朽化はかなり進んでおり、躯体や設備等の耐用年数を考えると、次世代への継承の観点から、施設の建替えが望ましいと考えている。

(2) 受益者負担を前提とした「使用料の値上げ」の必要性

使用料の値上げの必要性（現行施設の稼働維持）

- 本市のと畜場は、利用者である食肉事業者に営業活動を行わせるものであり、本来は利用者から徴収する施設使用料を収入源として運営することが前提となる。
- 施設の老朽化に伴う施設修繕経費や燃料費高騰に伴う運営経費が増加しており、当面の間、現行施設の稼働を維持するためには、受益者負担の観点から、使用料の値上げ等により、財源の一部を確保する必要がある。
- 令和5年度途中からの使用料の改定（※条例改正が必要）について、今年度中に利用業者と具体的な協議を開始したい。
- 了解した。

(3) その他

- 福岡県太宰府市にあると畜場（運営者：JA全農系の九州協同食肉㈱）の移転計画について、情報は持っているか。
- 筑後市への移転計画が頓挫した話は聞いたことがあるが、その後の移転計画については、箱口令が敷かれているためか、情報は持っていない。